

●香川県告示第79号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年2月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

観音寺市坂本町五丁目18番37号

株式会社加ト吉 代表取締役 金森 哲治

(2) 事業場の所在地及び名称

善通寺市中村町一丁目5-18

株式会社加ト吉 善通寺工場

(3) 特定施設に関する事項

種	類	冷凍調理食料品製造業の用に供する湯煮施設	
能	力	4,000食/h 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	工事着手日より5日後	
	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続10時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6.0~7.5	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	500	600
	化学的酸素要求量 (mg/l)	350	500
	浮遊物質 (mg/l)	200	300
	窒素含有量 (mg/l)	15	40
	りん含有量 (mg/l)	5	10
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		10	13

種	類	冷凍調理食料品製造業の用に供する洗浄施設	
能	力	①2000 1基、②9000 1基、③5000 1基 ④4,000食/h 1基、⑤4,000食/h 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	工事着手日より5日後	
	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの		連続10時間使用	

使用時間			
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6.0~7.5	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	①②③400、④⑤500	①②③500、④⑤600
	化学的酸素要求量 (mg/l)	①②③200、④⑤350	①②③300、④⑤500
	浮遊物質 (mg/l)	①②③300、④⑤200	①②③400、④⑤300
	窒素含有量 (mg/l)	15	40
	りん含有量 (mg/l)	5	10
	排出される汚水等の量 (m ³ /日)	①2、②9、③5、④15 ⑤25	①2、②10、③5、④20 ⑤32

また、既設特定施設を2基移設する。

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更無し。

- (5) 排出水の汚染状態及び量

区分		第1排水口	
排出水の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	35	40
	化学的酸素要求量 (mg/l)	35	40
	浮遊物質 (mg/l)	30	40
	窒素含有量 (mg/l)	5	20
	りん含有量 (mg/l)	2	4
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	4	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	2,000	3,000
	排出水の量 (m ³ /日)	194	241.5

他に排水口が4箇所（雨水専用3箇所）ある。

（備考）今回新たに特定施設を設置するが、一部既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間

平成21年2月20日から同年3月13日まで

- (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
善通寺市市民部生活環境課